

守り9条!

こんにちは! 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2007年6月号外

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

暮らしと隣り合わせの産廃焼却施設 いりません

こんにちは。村会議員の大名美恵子です。日頃よりたいへんお世話になっています。私はこの間、みなさまと心あわせて、「豊かな米どころ、ぶどう・干し芋の産地と住宅地に隣り合わせの産廃焼却施設なんていない」と、県に意見書をあげる、弁護士さんに相談する、議会でも取りあげる、県に直接申し入れるなど、とりくんでまいりました。この問題の経過について、簡単にご報告させていただきます。

隣接自治会・土地改良区・村・議会も一体となって

2003年2月、業者が初めて焼却施設建設計画を知らせるために役場を訪れて以来、川根・須和間・緑ヶ丘・押延の自治会長、真崎浦土地改良区の理事長・事務局長さんらは、「焼却施設がつくられては困る」と本当に真剣に、県に意見書をあげる、相談会をもつ、署名を集める、県に直接交渉するなど、とりくんでこられました。村議会も、2005年12月議会で、全員一致で反対決議をあげ、村もこうした住民の声と動きを尊重し、県に対し建設に反対する意見をあげ、姿勢を示してきました。

たいへんきびしい問題は、設置を計画している地域が「工業専用地区」であるということでした。該当する法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、県の「廃棄物処理施設の設置等に係わる事前審査要領」では、「申請書類が合法的であるならば住民の同意がなくても、県は許可をしなければならない」となっているためです。

「工専地区」とは言っても、産廃焼却事業にふさわしくない場所

しかし今回の場合、東海村関係者としては、たとえ「工専地区」といっても「産廃焼却施設を建設するような場所ではない」と、誰しもが思うのはあまりに当然です。ですから事業者には、私たち住民がみくびられたのでしょうか。でもこのことは、事業者の仕事をする上でのモラルがあらわれているような気がします。“自分たちさえ良ければそれでよし”というような...

廃掃法が事業者に有利になっていることが大問題ですが、でも今回のような場合、住民を救う法律はないのでしょうか。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として・・・

地方自治法では、「第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたっています。

「茨城県」も地方公共団体です。地方自治法の立場で、「不許可」とすることができないのでしょうか。こんなときこそ、ぜひ該当させるべきではないのでしょうか。



東海村12景より「真崎浦夕照」
(東海村ホームページより)

「住民・議会・村そろって反対」をうけて県は、回答出せず

県はこうした村の状況で、「許可」とするのか「不許可」とするのか、回答を出せずにきました。

2007年（平成19年）2月5日、事業者側は「申請書類は合法的なのに県が回答を出さないのは違法」と、提訴しました。裁判は、3月28日、5月9日と口頭弁論がおこなわれ、次回7月25日には、「県が回答を示さないのは違法である」との判決がくだされる運びとも言われています。

村側は、相談をした結果、学習会を開き、事業者説明会で業者を追いつめようということになりました。4月22日、弁護士と小田原の環境守る住民運動の代表の方をよんで学習会を開き、4月24日と5月22日には事業者主催で事業内容の説明会が開かれました。

何を聞こうが「基準以内で安心。ご心配ないように操業」の繰り返し

住民の参加者は、学習会130人、1回目説明会156人、2回目説明会120人と多くの方が集まり、焼却施設設置に反対する思いを、また施設の設計における不審な点について次々と訴えました。



しかし、事業者は、申請書類が法的には認められているということから、公害等の心配については「いずれも基準値以内」、騒音などについては「ご迷惑がかからないように配慮」などの答えに終始。参加者のなかからは、「どんなことがあっても認められない」という強い反対の意思表示も出されました。

県 - - 判決待たず6月中に「許可を出す方向」の意思表示

県は、「7月25日の判決を待たずに、事業者に対し許可を出すつもり。その際、少しでも悪影響を避けるために条件を付けたいと考えるので、村側で付けてほしい条件があれば出してほしい」と言います。

条件付き建設でなく、建設そのものに“絶対反対”です

今の時点で何が必要か、再度学習会を開いてとりくみの方針を確認することが大切と考えます。多くの方で建設撤回まで力を合わせましょう。ご意見をお待ちしております。大名美恵子まで

事業者 = (株)大豊プラントとはどんな業者でしょうか

登記簿謄本によりますと次のようになっています。

- ・本店 東海村須和間1077番地54(旧勝田プレス跡)
- ・会社設立 1994年(平成6年)11月4日 2002年12月16日 水戸市桜川二丁目3番36号から本店移転
- ・役員 取締役 根本 豊 根本正和 根本豊和 監査役 根本 学
代表取締役 根本 豊(日立市東大沼町三丁目27番5号) ... H14.11.21 以上5名就任
取締役 立原正文..... H15.9.16就任 和智義之..... H15.9.17就任
- ・発行する株式の総数 800株 発行済み株式の総数 200株 資本の額 1,000万円
- ・目的 1.土木建築及び管工事業 2.宅地建物取引業 3.労働者派遣事業法に基づく一般労働者及び特定労働者派遣業 4.産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬及び処理業 5.建築資材の販売 6.前各号に関連する一切の事業